

第百五十号議案

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年五月二十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（昭和三十九年東京都条例第百六十六号）の一部を次のように改正する。
第二条中「附則第八条第一項」を「附則第五条第一項」に、「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百二十号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。